

2020年11月13日
立憲民主党
階 猛

大臣所信に関する質疑

1. これまでの二度の法務大臣在任時から、法の支配の貫徹された社会、そして、国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)に掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、法務行政に取り組んでまいりました。
 - ①「法の支配の貫徹された社会」とは、いかなる社会か。
 - ②法改正を経ることなく、国会答弁等で公に示した法解釈を変更し、変更後の解釈に基づいて法を適用することは「法の支配」に反しないか。
 - ③前項で仮に「法の支配」に反しない場合があるとすれば、その要件は何か。

2. 国民生活の安全・安心の実現をその使命とする法務行政は、国民の皆様からの信頼なくしては成り立ち得ません。全国の法務省職員と対話を重ねながら、気持ちを一つにして、一つ一つの職務に真摯に取り組むことにより、国民の皆様からの信頼を得てまいりたいと考えております。
 - ①法務省の幹部を長年務めた、黒川前検事長の緊急事態宣言下での新聞記者らとの賭け麻雀は、法務行政や検察への国民の信頼を大きく損なったのではないか。
 - ②そのような人物を「余人をもって代え難い」人物だとして、法解釈を変更してまで勤務延長する人事を閣議に諮ったことは、法務行政への国民の信頼を大きく損なったのではないか。
 - ③そもそも、現在まで黒川氏以外に検察官の勤務延長が行われた例はあるのか。
 - ④黒川氏の不祥事に対し、おざなりな調査で懲戒処分にあたらない「訓告」で済ませたことは、法務行政への国民の信頼を回復するどころか、さらに損なったのではないか。
 - ⑤黒川氏らの賭け麻雀を不起訴処分にしたことやその理由について、検察当局が報道陣に説明しているにもかかわらず会見記録を公表しないのはなぜか。検察幹部と報道関係者らが被疑者となった事案であり、厳正・中立な処分と正確・詳細な報道がなされるか疑いがある。検察への国民の信頼を回復するどころか、さらに損なったのではないか。

⑥法務・検察行政刷新会議で議論されているテーマ以外で、法務省や検察への国民の信頼を回復するために、大臣として何をやるべきと考えているか。

3. 近時問題となっている新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷は、その被害に遭われた方々に対する、深刻な人権侵害となりかねません。

また、女性や子ども、高齢者に対する差別や虐待、障害を理由とする差別や偏見、部落差別などの同和問題、ヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別や偏見、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見、被災地や被災者の方々に対する差別や中傷等についても、救いを求める声が後を絶ちません。

これらの様々な人権問題を解消し、差別のない社会の実現を目指すため、調査救済活動に粘り強く取り組むとともに、効果的な人権啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。

①表現の自由の制限はいかなる場合に許されるか。

②「新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷」へのおそれが、検査の受け控えや接触確認アプリの活用を阻害し、新型コロナの感染拡大を招く危険があるのではないか。(厚生労働省)

③「調査救済活動」、「効果的な人権啓発活動」の具体的な内容は何か、その成果は上がっているのか。

④特別法の制定など、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見、インターネット上の誹謗中傷」を防止するための新たな方策を検討するべきではないか。

4. 法曹養成制度については、国民の期待に応えられる法曹を養成するための取組を進めつつ、先般の法改正に基づき、文部科学省等としっかり連携して、より多くの有為な人材が法曹を志望するよう、必要な取組を積極的に進めてまいります。

①今年度の法科大学院の入学者は前年度と比較してどうだったのか。来年度の法科大学院志願者は今年度と比較してどのようになっているか。先般の法改正により、「より多くの有為な人材が法曹を志望」するようになったと言えるのか。(文科省)

②今年度の司法試験、予備試験の出願状況、合格者の状況は前年度と比較してどうなっているのか。

5. 「法テラス」では、新型コロナウイルス感染症の影響により支援が必要な方々への電話・オンラインによる法律相談など、社会情勢に即応した支援の充実に努めています。「法テラス」の取組の周知・広報に努めるとともに、業務の円滑な実施と体制の充実に図り、国民生活の支援に努めます。

「社会情勢に即応した支援の充実」とは何か。新型コロナの影響で事業や生活の面で法的問題が多数発生することが予想される。東日本大震災の時と同様の特別法の制定を検討すべきではないか。

6. 法務省の「アット・ホームプラン」に基づき、女性の職業生活における活躍や、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を推進するとともに、多くの職員が柔軟にテレワーク等を行うための、十分な基盤整備を行ってまいります。

- ①「柔軟にテレワーク等を行うための、十分な基盤整備」とは具体的に何を行うのか。
- ②民間を含め、テレワークを促進するためには、電子署名付きの電磁的記録や一定の要件を満たす電子メールに、押印文書と同等の証明力を与える法改正が必要ではないか。

答弁者は、3. ② と 4. ①を除き、法務大臣

以 上

・配布資料がある場合は追って提出